

レンタル契約書

株式会社 タックブレイン

レンタル契約書

借り主 (以下「甲」という)と貸し主 株式会社 タックブレイン(以下「乙」という)とは、別紙1の物件目録記載の乙の所有する無線機等(以下「本件各物件」という)につき下記の通り、レンタル契約(以下「本件契約」という)を締結した。

記

第1条(契約の成立時期及び本件物件の引渡し)

- ① 本件契約は、平成 年 月 日に成立した。
- ② レンタル期間は、平成28年10月1日(土) から 平成30年9月30日(日) までの 2年契約 とする。原則としてレンタル期間中の途中解約・変更はできないものとする。

第2条(レンタル料金及び支払条件)

- ① 本件各物件現金価格は別紙2の計算書記載の通り月 0円とする。
- ② 甲は乙に対しレンタル申込金として 0円を納品前に支払う。
- ③ 別紙2計算書(見積書)記載の通り、甲は乙に対しレンタル料として、平成 年 月 を第1回とし、平成 年 月 まで、毎月末日までに乙の指定する方法により支払う。

第3条(本件各物件の使用及び管理)

- ① 甲は、本件各物件を、その本来の用法に従って使用するものとする。
- ② 甲は、本件各物件の私用及び管理につき、善良な管理に注意を払い、且つ監督官庁の規制及び指図を遵守する。
- ③ 甲は、その実費を持って、本件各物件を常に正常に維持する。
- ④ 甲は、本件各物件について、第三者に対し、一切の処分をすることはできない。
- ⑤ 甲は、本件各物件につき、乙の書面による承諾なしに、改造、機能変更を加えることはできない。
- ⑥ 修理に関しては、納入後3ヶ月は保証期間とし以後は甲の負担とする。但し3ヶ月以内であっても故意による故障は、甲の負担とする。

第4条(本件各物件の毀損及び滅失)

- ① 理由のいかんを問わず、本件各物件が毀損した場合、甲はその費用を持って、本件各物件を正常な態に復元しなければならない。
- ② 理由のいかんを問わず、本件各物件がひとつでも滅失した場合、甲は乙に対して、規定損出金(8万)を支払わなければならない。

第5条(期限の利益の喪失及び返還)

- ① 甲について、次の各号にひとつでも該当する事実が生じたときは、甲は乙の催促なくしてレンタルの返をしなければならない。
 1. レンタル料の支払を1回でも滞納した場合
 2. 営業の休業、廃止、解散
 3. 差し押さえ、仮押さえ、強制執行または競売などの処分を受けた場合
 4. 破産、和議、会社更生もしくは会社整理などの申し立てを受け、またはこれらの申し立てをしたとき
 5. 支払を停止し、または手形交換所の不渡り処分を受けたとき
 6. 本契約に違反したとき
 7. 営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると乙が判断したとき
 8. 本契約以外に乙と取り交わした別の契約に違反したとき
- ② 甲について、前項の各号のひとつでも該当する事実が生じたときは、甲はただちに本件各物件を、乙所在する本店に返還しなければならない。

第6条(甲の解約権)

- ① 甲は乙に対していつでも本契約を解約することができる。但し、料金は解約申し出月までとする。

② 甲は前項の解約をするときは、次の解約手数料を乙に支払うものとします。

$$\text{解約手数料} = (\text{残月数}) \times (\text{月額料金}) \times 50\%$$

- ③ 前項の書面は、本契約記載の所在地(乙が書面により住所地の変更を通知した場合はその地)宛に付するものとし、不到達の場合は発信日の翌々日をもって到達したものとみなす。
- ④ 甲は解約申し入れの翌日から一週間以内に乙の本店所在地において引渡しを行わなければならない。
- ⑤ 前項の場合、甲の引き渡した本件各物件が正常に動作しない場合は、乙は甲に対して修理費を請求することができる。
- ⑥ 甲が第3項の規定に反して、本件各物件の提供を遅滞した場合は、乙は甲に対して、1日につき金1万の割合で、違約金を支払うものとする。

第7条(信用情報機関の登録と利用の同意)

- ① 甲は、本契約に関する申し込みの内容及び客観的な取引事実にもとづく信用情報が乙の加盟する信用情報機関に本契約申し込みにより解約期間にわたり登録されることに同意し、意義申し立ては行なえないものとする。

第8条(合意土地管轄)

- ① 万一甲乙間に本件契約に関する紛争が生じたときは、訴額に応じ大阪地方裁判所を持って第一審の属管轄裁判所とする。

第9条(本件各物件の返却)

- ① 上記第1条の②の契約期間満了後3日以内までに、甲は乙の指定する場所に本件各物件を返却しなければならない。そのときの運送費は甲の負担とする。

平成 年 月 日

住所 甲

乙 〒537-0023
大阪府大阪市東成区玉津3丁目14-3
株式会社 タックブレイン
代表取締役社長 石井健嗣

物件目録

	製品名	製造番号	管理番号	数量
1	GDR3500	401JKR ****	A901	1
2	GDR3500	401JKR ****	A903	1
3	GDR3500	401JKR ****	A904	1
4	GDR3500	401JKR ****	A905	1
5	GDR3500	401JKR ****	E942	1
6	ツープース・イヤホンマイク NEAUD1000			1
7				
8				
9				
10				

長期レンタルお見積書/申込書

2年契約

0

御見積年月日		平成28年10月5日	催事名	
お申込者	ご住所			
	御社名			
	担当者名	#N/A 様	code:	
	TEL		FAX	
ご利用期間	平成28年10月1日(土) ~		平成30年9月30日(日)	
ご利用日数	730 日	御社無線機併	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し

* 午後商品到着の場合、その日のカウントは致しません * ご利用料金は2日間からになります * 返送が深夜になる場合、事前にご連絡下さい

送付先	※継続ご使用分になります。		
商品受取ご担当者様		商品到着日時	9月30日
受取担当者様連絡先			

商品内容	Fタイプ(GDR3500) デジタル5W		Hタイプ(GDR4800) デジタル5W	
	数量	金額/月	数量	金額/月
無線機 本体(電池・充電器・ヘルムクリップ付き ツープースイヤーホンマイク(モトローラ))				
予備電池				
オプション				

ご注意	ポイント割引額	
* 商品発送時にはバッテリー充電・通話確認等万全を期しておりますが、精密機械である以上、故障等の可能性がありますので余裕をもってお借り頂きますようお願い致します。又、商品到着後、必ず台数・通話確認をお願い致します。不備不良等がございましたら至急ご連絡下さい。ご利用後の故障につきましては実費請求させていただきます。また予期せぬ損害・故障等につきましては、ご利用代金の減免以外の補償は一切ございません。1W機同士、又は4W機同士は互換性があり、相互に通話できますが、	台数割引額	
	調整メントフ	
	小計	0円
	消費税	0円
	合計(A)	0円

免許取得費用	数量	金額
免許申請費(初回)		
収入印紙: 5W (非課税・初回)		
梱包送料	1	0
合計額	(B)	0

(A)+(B)	初回	0円
(A)	以降毎月	0円
	23回	

* 紛失または修理不能の場合は
右記料金となります
その他オプションの紛失・修理不能・
延滞については弊社規定の料金と
なります

紛失等	GDR3500
無線機本体	76000円
充電器	14000円
バッテリー	15000円

残りお支払

* 充電器・バッテリー・ヘルムクリップは本体料金に含まれます
* 商品発送時にバッテリーは充電しております
* バッテリーは1年ごとに交換いたします(年1回)

申込書

上記確認の上、申込みいたします。***申込書のご返信以外に別途、レンタル契約の締結が必要

お支払方法 従来通り

商品到着日時をもう一度ご確認ください

御社名	ご担当者名
(印)	年 月 日

B TAKBRAIN
TAK BRAIN
(別紙2)

株式会社タクブレイン 担当: 石井
〒537-0023 大阪府大阪市東成区玉津3丁目14-3
TEL 06-6978-6506

FAX 06-6978-6507